

保護要件に関する Q&A

Q1

書面により 2号通報をする場合、書面にはどのような事項を記載する必要がありますか。

答

書面により 2号通報を行う場合、書面には以下の事項を記載することが求められます。

- ・ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ 通報対象事実の内容
- ・ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- ・ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

思料する理由については、単なる憶測や伝聞等ではなく、合理的な根拠に基づく客観的かつ具体的な記載が求められることとなります。

なお、合理的な根拠に基づき客観的かつ具体的に記載されていなかった場合は、行政機関は、公益通報者と連絡を取り、補正を求めることができます。補正の求めを受けたとしても、通報対象事実の内容を抽象的に示すにとどまったり、当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると考える合理的な根拠を示すことができなかつたりする場合は、保護要件を満たさず、本法の規定による保護を受けることはできません。

I. はじめに

II. 通報を
考えている方へ

III. 事業者の方へ

IV. 「公益通報者保護法」の
内容について

V. 「指針」・「指針の解説」
について

VI. 「質問に
お答えします」

参考資料